11. 3. 3
408

大正十三年二月廿二日

横浜船渠争議　神奈川知事

二月廿二日午后五時ヨリノ状況

退場後ノ職工等ハ中幹部等結局組合事務所ニ

集合シ左記決議セリ

一、会社側切崩運動ノ防止ニ付テハ左ノ方法ヲ講スルコト

イ、職場毎ニ幹部ヲ選定シ軟派職工自宅訪問スルコト

ロ、従付職工ノ懐柔策ニ対スル警戒ヲ為スコト

二、明廿三日午前十時会社支払日ヲ期シ如ク選定ス

三、明廿三日午后五時ヨリ横浜市蒔田町出来館ニ於テ報告壇

従業員慰安会ヲ開催スルコト

四、幹部ハ昨夜全部総同盟本部ニ集合シ組合